

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）	1
○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）	2
○	高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）	3
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	4

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）

（機構に出資することができる地方公共団体）

第一条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「法」という。）第六条第三項の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。

一 首都高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎市

二・三 （略）

（無利子貸付けの財源となる出資金又は補助金の出資又は交付に係る地方公共団体）

第二条 法第十二条第一項第四号の政令で定める地方公共団体及び同項第七号の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金及び補助金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。

一 首都高速道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして受ける出資金及び首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして交付される補助金 前条第一号に定める地方公共団体

二 阪神高速道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして受ける出資金及び阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして交付される補助金 前条第二号に定める地方公共団体

（国土交通大臣が意見を聴取する地方公共団体）

第二十一条 法第二十七条第二項の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。

一 首都高速道路に係る部分 第一条第一号に定める地方公共団体

二 阪神高速道路に係る部分 第一条第二号に定める地方公共団体

三 本州四国連絡高速道路に係る部分 第一条第三号に定める地方公共団体



○ 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（抄）

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 （略）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）
- 三 （略）
- 四 六 （略）
- 2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。
  - 一 （略）
  - 二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
  - 三 四 （略）
  - 五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
  - 六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3 5 （略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2・3 （略）

（中期計画）

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 七 剰余金の使途
- 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3・4 （略）